

議案第 38 号「障害者福祉サービスセンター設置及び管理に関する条例の制定について」賛成討論

小寺岸子  
2009.6.16.

わたし小寺岸子は、議案第 38 号「障害者福祉サービスセンター設置及び管理に関する条例の制定について」賛成の立場で討論します。

障害者福祉は、平成 14 年まで実施されていた措置制度から契約に変更されたことにより、他人に決められた人生ではなく、障害者自身が自分の人生を選択できるようになりました。

障害者自立支援法は、まさに、障害者の自立を応援する国の仕組みです。大きな柱として、「生活支援」と「就労支援」があります。

今回提案された「障害者福祉サービスセンター」では、これまでの授産という考え方から、就労移行支援事業という目的を持って、個々の障害者に応じた個別支援計画を策定し、一般就労・職場定着支援が求められています。障害のある方が、地域で暮らすために、地域で働く応援をするという役割を担うこととなります。さらに、利用者の賃金アップも求められています。利用者にとって、重要な支援だと思しますので、充実させていただきたいと思えます。

今回、一般会計補正予算で「障害者自立支援対策臨時特例基金給付費 205 万円」が上程されました。これは、町外施設を利用されている方の事業所への補てんです。すでに、障害者自立支援法に移行された施設を利用されている方がいる。ということです。もちろん、利用負担額は 1 割です。

武豊町に暮らしながら、使う施設によって、負担額に差があり、不均等が発生していたこととなります。

多賀授産所は、これまで町の単独費 2,800 万円で運営されていましたが、障害者自立支援法に移行することで、町の予算は 1/4、約 700 万で運営できることとなります。

今後は、全体の利用者の不均等の是正をしつつ、障害者自立支援法のめざす「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」をめざし、本町に足りないグループホーム、小規模作業所など、個別の課題に取り組む必要があります。

武豊町に暮らしてみえる障害者が「地域で安心して暮らせる社会の実現」をめざして、更なる努力と計画的な支援をお願いしたいと思います。

全体の障害者福祉の向上を願って、議案第 38 号「障害者福祉サービスセンター設置及び管理に関する条例の制定について」の賛成討論とします。